

令和6年度
さいたま市立宮原中学校
いじめ防止基本方針



I はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるものであると同時に、全ての生徒に係る問題であり、生徒の心身や成長に重大な影響を与えるものである。本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校づくり、いじめを許さない集団づくりを目指し、「さいたま市立宮原中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりが夢と希望を抱き、自信と誇りをもてるよう、自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。特に、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図る。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、かつ、対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をする。
- 6 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関とも連携を図る。
- 7 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒の成長支援の観点に立ち、いじめる生徒が抱える問題を解決すべく、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童等の感じる被害性を踏まえ、児童等の立場に立って、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、研修主任、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA会長・副会長、主任児童委員、宮原地区民生委員・児童委員、宮原地区自治会長
※必要に応じて、構成員以外の関係者（生徒会生徒、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者等）を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会（年2回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会・心のオアシス委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催し情報の迅速な共有、及び生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 生徒いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会総務、各委員会委員長11名
学級委員学年代表、部活動部長代表（運動部・文化部）
- (3) 開催：年2回
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、生徒会や各委員会の委員長、各部活動の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 目指す生徒像の具現化

目指す生徒像 自信と誇りある自分自身の実現

「凡事一流」に行動することで、自信と誇りある自分づくりを実践できる生徒
行動目標として下記の6点を学校内だけでなく、広く家庭や地域においても実践させていく。

- (1) さわやかなあいさつができる生徒
- (2) 校歌を大切に、心を込めてしっかり歌える生徒
- (3) 靴のかかとをしっかりとそろえられる生徒
- (4) 身の回りをきれいに清掃できる生徒
- (5) 時間の大切さを知り、時間を守る生徒
- (6) 誰かがつらい時、共感的な言葉が言える生徒

2 小・中一貫教育の推進

関係小学校との連携を強化し、児童生徒のみならず教職員の人間関係も併せて構築していく。

- (1) 「宮原中学校区小・中一貫教育連絡会」の開催
5月・7月・1月開催
組織…校長・教頭・教務・小中一貫教育コーディネーター
- (2) 教職員の合同研修会の開催
7月開催
- (3) 「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの活用・実践
- (4) 教職員による相互授業参観
- (5) 兼務発令中学校教員等による小学校教諭とのTT授業
- (6) 兼務発令小学校教員等との連携
- (7) 小・中合同あいさつ運動
- (8) つばみの日
- (9) 生命尊重教育（いのちの支え合いを学ぶ授業・保健学習）
- (10) 行事交流（体育祭等）

3 「学校いじめ防止プログラム」の実施

● 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、させない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

● 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、各学年や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

● 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

● 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施： 全学年 6月

● メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施： 全学年 7月

● 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施： 3年生 10月・11月・12月
銀鈴幼稚園の園児との交流

以上6点を中心に、年間を通して、人権教育の推進、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」に取り組んでいく。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気づくこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間 : ひとりぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動 : 部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導 : ひとりぼっち、荷物を持たされる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・8月・1月（年3回）
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、記録をとり保存する。
学年・学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 認知されたいじめに関しては、必ず毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 教育相談週間（4・5月、11月）を設定し、全校二者・三者面談を実施する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談に関する便りの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 7月・12月
- (2) アンケート結果の活用 : 職員会議で取り上げ、必要な対策を講じる。

6 地域からの情報収集

- (1) いじめ防止対策委員 : 管理職が定期的な情報交換
- (2) 民生委員・主任児童委員 : 年1回(9月)に連絡会を開催し、情報交換、情報共有
- (3) 学校運営協議会 : 年3回(5月・10・2月)に協議会を開催し、現状報告、情報共有

Ⅶ いじめの対応

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないように、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、組織的に対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を集約し、組織全体を調整する。
関係機関の窓口となる。
- 教務主任は、情報を集約し、整理共有する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、関係生徒の情報収集を行い、情報を整理共有する。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、問題の背景の把握と関係生徒の心のケアをする。
関係生徒の安全確保のための体制づくりをする。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は、部活内部の人間関係が良好に保たれているか、情報の収集を行う。
- さわやか相談員は、生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。また、子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報、又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

重大事態とは、

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を複数回計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を年度当初に行う。
- (2) いじめ対策委員会の報告を行う。

2 校内研修

(1) 生徒指導・教育相談に係る研修

○事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る内容を意識して計画する。

(2) 小・中一貫教育に係る研修

(3) 「ネットいじめ」に係る研修

○「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応できるようにする。

○生徒及び保護者も含めた研修会を実施する。

(4) 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：年2回

- (2) いじめ対策委員会の開催時期：年2回

- (3) 校内研修等の開催時期：

4月	→	学校いじめ防止基本方針に係る研修
6月	→	いじめ防止に係る伝達研修
8月	→	生徒指導に係る研修 特別支援教育（人権教育等） に係る研修
9月	→	学校いじめ防止基本方針に係る研修
12月	→	生徒指導に係る研修